

平成 23 年度税制改正要望事項

1. 重点項目事項

環境税の導入反対

地球温暖化問題に関して、今後も「環境に関する自主行動計画」等、産業界の自主的努力を推進。国内の生産事業者だけに賦課される環境税は、企業の国際競争力を著しく損なう。結果的に、エネルギー効率の悪い輸入紙の増大を引き起こし、地球的規模でのCO₂排出量の増加を招く。

2. 一般要望事項

(1) 法人実効税率の引き下げ

日本の法人実効税率は 40%の水準と、EU 諸国 30%前後、アジア諸国 25%以下と比べ 10～15%程度高い。わが国企業の競争条件を国際的に遜色ないものとするために、法人税負担を諸外国と同等のレベルまで引き下げる。

(2) 連結納税制度の見直し

連結納税制度は、資産の時価評価規定や連結対象が親会社 100%保有の全ての国内子会社となっていることにより、当該制度への移行を見送る例が多い。これら要件の見直し。

(3) 移転価格税制の適正化

更正処分(取引価格と独立企業間価格の差に基づく追徴課税)による国内及び海外での二重課税排除の徹底に向け、関連者間取引の判断基準及び対応的調整(二国間による利益の増減)の適正化を図ることを要望。

(4) 受取配当益金不算入の見直し

配当金は、現在益金不算入割合が 50%となっているが、二重課税排除の観点から、全額益金不算入とすべき。

(5) 欠損金の扱いの見直し

大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰越控除および繰戻還付の期間の延長を要望。

(6) 企業年金に関する特別法人税の撤廃

年金の積立金に課税される特別法人税は、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反しており廃止すべき。

(7) 印紙税の廃止

同一内容の課税文書に対し、紙の書類には課税され電子商取引には課税されないのは、公平性の観点から問題であり廃止すべき。

(8) 企業会計基準の国際会計基準への統一化と法人税制

国際会計基準に日本基準を合わせるコンバージェンスの流れの中で、企業会計と法人税法の乖離が拡大することがないように柔軟な対応を要望。

(9) 固定資産税における対象資産の課税評価方法の見直し

国税における取得価額全額償却の趣旨に則り、固定資産税も残存価額と償却可能限度額を撤廃してほしい。

(10) 地方税の一括申告・納付制度の導入

企業の事務負担の軽減を図るために、地方税を本社で一括して申告・納付可能とする。

(11) 法人事業税の外形標準課税の見直し

外形基準である付加価値割について計算方法等の見直しを行い、申告書類も整理・合理化を図る。